

国際教養大学における授業料等取扱規程

平成 16 年 4 月 1 日

大学経営会議決定

規 程 第 9 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下、「大学」という。）の授業料、入学料及び入学検定料（以下、授業料等という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等)

第 2 条 大学に在学する者から授業料を、入学する者から入学料を、入学を志願する者から入学検定料を別表により徴収する。ただし、秋田県内の学校（学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、秋田県内に設置されたものをいう。）に現に勤務する英語教員が大学院に入学する場合には入学料を徴収しない。

2 学生及び特別科目等履修生の授業料は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の 2 期に区分してそれぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を、前期にあつては 5 月 1 日までに、後期にあつては 10 月 1 日までに徴収する。

3 短期外国人留学生の授業料は、学生の授業料年額の 2 分の 1 に相当する額を前期及び後期の履修を開始する日の属する前月の末日までに徴収し、入学料は、28,200 円を授業料の徴収期日と同日までに徴収する。

4 研究生の授業料は研究生として在学する月の分を当該月の末日までに、科目等履修生の授業料は履修を開始する日の属する月の末日までに、聴講生の授業料は聴講を開始する日の属する月の末日までに徴収する。

5 入学料は、入学手続きの際に徴収する。

6 入学検定料は、入学願書を受理する際に徴収する。

(授業料等の減免及び不還付)

第 3 条 公立大学法人国際教養大学理事長（以下、「理事長」という。）は、特別の理由があると認めるときは、授業料等を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

2 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(授業料等の減免)

第 4 条 理事長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の定める額の授業

料を減免するものとする。

- (1) 学生が年度の中途において復学した場合 授業料の年額の1/2分の1に相当する額に当該年度の始めの月から復学をした日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- (2) 学生が春学期又は秋学期の全期間にわたって休学した場合 授業料の年額の2分の1に相当する額
- (3) 学生が春学期において転学し、退学し、卒業し、若しくは修了した場合若しくは除籍された場合又は秋学期の始めに再入学した場合 授業料の年額の2分の1に相当する額
- (4) 学生が年度の全期間にわたって休学した場合 授業料の年額に相当する額
- (5) 大学院の学生が2年を超えて計画的履修を認められた場合 2年を超える年度の授業料の年額に相当する額
- (6) 学生が大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）で定める授業料等減免対象者として認定された場合 大学等における修学の支援に関する法律施行令第2条の規定による公立大学法人が設置する大学に係る授業料等減免の額

2 前項各号に掲げる場合のほか、理事長は、学生及び特別科目等履修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を減免することがある。

- (1) 学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けており、授業料を納付することが困難であると認められる場合
- (2) 授業料の徴収期限前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は天災その他不慮の災害により著しい損害を受け、授業料を納付することが困難であると認められる場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、授業料を納付することが困難であると認められる相当の理由がある場合
- (4) 卒業若しくは修了の延期が認められた者が履修する1学期の履修単位の合計が9単位以下である場合

3 前項の規定による授業料の減免は、各学期の授業料について、減免を受けようとする者の申請に基づき、審査の上行うものとする。ただし、前項第1号から第3号については、次の各号のいずれかに該当する者のみ申請できるものとする。

- (1) 大学院に在籍する者
- (2) 特別科目等履修生
- (3) 日本国籍を有していない者で大学等における修学の支援に関する法律施行規則

第9条第3項の各号に該当しない者

- 4 第2項の規定により減免する授業料の額は、各学期の授業料について、同項第1号に該当する場合にあってはその全額とし、同項第2号、第3号又は第4号に該当する場合にあってはその2分の1に相当する額とする。
- 5 第2項第4号の規定により減免する期間は、本来卒業すべき学期の翌学期から連続する2学期までとする。

(授業料の減免の申請)

第5条 前条第3項の申請は、当該授業料の徴収期限までに同条第2項各号に該当する者であることを証する書類を添えた別に定める様式による申請書によって行わなければならない。

(授業料等の分割徴収及び徴収の猶予)

第6条 理事長は、学生及び特別科目等履修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を分割して徴収し、又は授業料の徴収を猶予することがある。

(1) 授業料の徴収期限前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は天災その他不慮の災害により著しい損害を受け、授業料を徴収期限までに納付することが困難であると認められる場合

(2) 前号に定める場合のほか、授業料を徴収期限までに納付することが困難であると認められる相当の理由がある場合

- 2 前項の規定による授業料の分割徴収又は徴収の猶予は、各学期の授業料について、分割徴収又は徴収の猶予を受けようとする者の申請に基づき、審査の上行うものとする。
- 3 第1項の規定による授業料の分割徴収の最終の期限は、各学期の末日以前の期日としなければならない。
- 4 第1項の規定による授業料の徴収の猶予の期間は、当該徴収の猶予に係る事由が消滅するものと理事長が認める期間とする。ただし、その期間は、各学期の末日以前の期日までとしなければならない。
- 5 第1項の規定により授業料の徴収を猶予する場合のほか、理事長は、第4条及び第8条の規定による授業料等の減免、分割徴収又は徴収の猶予（以下「減免等」という。）の申請した者については、第10条の規定による決定の通知があるまで、当該授業料等の徴収を猶予するものとする。

(授業料の分割徴収及び徴収の猶予の申請)

第7条 前条第2項の申請は、当該授業料の徴収期限までに、同条第1項各号に該当する者であることを証する書類を添えた別に定める様式による申請書によって行わなければならない。

(短期外国人留学生に係る授業料等の減免等)

第8条 理事長は、大学間交流及び国際交流の推進を目的として外国の大学又は短期大学から受け入れる短期外国人留学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより授業料等を減免することができる。

- (1) 国際教養大学との間で大学間交流の推進を目的とする協定等を締結している外国の大学又は短期大学から推薦を受けた者
- (2) 前号の協定締結大学との間でコンソーシアム・アグリーメントを締結する大学又は短期大学の学生で、当該大学又は短期大学から推薦を受けた者
- (3) 国際教養大学での修学を希望する外国の大学生、短期大学生及びそれと同等以上の資質を有する学生

2 理事長は、前項による場合のほか、経済的理由により授業料等を納付することが困難であると認められる短期外国人留学生について、授業料等を減免し、分割して徴収し、又はその徴収を猶予することがある。

3 短期外国人留学生に係る授業料等の減免等の手続については、理事長が別に定める。

(聴講生の入学料及び入学検定料の減免)

第9条 理事長は、聴講生の入学志願及び入学に当たって、年間4単位未満の聴講を希望する聴講生にあつては、別表に定める入学検定料及び入学料を、それぞれ10分の1まで減ずることができる。

(授業料等の減免等の決定の通知)

第10条 理事長は、授業料等の減免等をすることに決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、授業料等の減免等をしないことに決定したときは、理由を付して、その旨及び当該授業料又は入学料の徴収期日を申請者に通知するものとする。

(授業料等の減免等の変更の届出)

第11条 授業料等の減免等を受けている者について、その理由に変更が生じた場合又はその理由が消滅した場合は、その旨を証する書類を添えた別に定める様式による届出書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、授業料等の減免等を受けている者について、減免願、分割の回数若しくは方法又は徴収の猶予の期間を変更する必要があると認めるときは、審査の上、直ちにこれらの変更をするものとする。

3 前条の規定は、前項の規定による減免願、分割の回数若しくは方法又は徴収の猶予の期間の変更について準用する。

(決定の取消し)

第12条 理事長は、授業料等の減免等を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請をし、その他不正な行為によって授業料等の減免等の決定を受けた場合
- (2) 国際教養大学学則の規定により懲戒処分を受けた場合
- (3) 授業料等の減免等の事由に該当しないこととなった場合

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成24年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成23年10月17日から施行する。ただし、改正規定は平成24年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成29年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項ただし書きの規定は、令和2年度の入学者から適用する。

別表（第2条関係）

区 分		国 際 教 養 大 学	
		国際教養学部	大 学 院
授 業 料	学生	年額 696,000円	年額 696,000円
	特別科目等履修生	年額 696,000円	—
	研究生	月額 29,700円	月額 29,700円
	科目等履修生	1単位 14,800円	1単位 14,800円
	聴講生	1単位 7,400円	1単位 7,400円
入 学 料	学生 県内者	282,000円	282,000円
	県外者	423,000円	423,000円
	特別科目等履修生	28,200円	—
	研究生	84,600円	84,600円
	科目等履修生	28,200円	28,200円
	聴講生	28,200円	28,200円
入学検定料	学生	17,000円	—
	研究生	9,800円	—
	科目等履修生	9,800円	—
	聴講生	9,800円	—

備考：

- 1 この表において「県内者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者
 - (2) 配偶者又は一親等の親族が入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者
 - (3) 国際教養大学国際教養学部を卒業した者
 - (4) 県内の高等学校を卒業した者
 - (5) 前4号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として理事長が認めた者
- 2 この表において「県外者」とは、県内者以外の者をいう。
- 3 平成23年度以前に入学した学生及び特別科目等履修生に係る授業料の額は、535,800円とする。
- 4 編入学、再入学若しくは転入学をした者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。